

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、6月21日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、

ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「後遺症の相談」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



新型コロナワクチン 4回目接種券を発送します

今後、4回目接種の対象が拡大される可能性があるため、3回目接種を完了した18歳以上の区民の方全員に順次、接種券を発送します。ご自身が接種対象に該当するかよく確認のうえ、接種を受けるようにしてください。

接種対象等の詳細は、5月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号または接種券に同封の「新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ」、区ホームページ等でご確認ください。

問合せ 墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

必ず投票しましょう 参議院議員選挙

[投票日時]7月10日(日)午前7時～午後8時 [持ち物]入場整理券 *入場整理券は、世帯の対象者全員分を一つの封筒に入れて郵送 *入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可 [区内で転居した方の投票所]転居の届出をした日が▶6月6日までの方=新住所地の投票所 ▶6月7日以降の方=前住所地の投票所

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

代理投票

身体に障害等があり、候補者名や政党名を記入できない方は、係員が代筆します。

体が不自由な方への介助

車椅子を利用する方等は、係員が投票所内の移動を介助します。

期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

選挙公報

選挙公報は、区内の全てのご家庭に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

比例代表選出選挙の当選者の決定

各政党等の当選者の数は、名簿登載者の得票数と政党名の得票数を合算して比例配分されます。政党の中での当選順は、配分された当選者の数の中で特定枠の候補者がある場合には、特定枠の候補者を記載順に当選人とし、その他の名簿登載者は、特定枠の候補者に続いて得票数の多い順で当選人となります。詳細は、区ホームページ等をご覧ください。

[問合せ]選挙管理委員会事務局☎5608-6320

明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルール

政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に▶中元・病気見舞い▶入学・卒業・就職のお祝い▶葬式・落成式・

開店祝いの花輪▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜における香典は、罰則の対象とはなりません。

後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除かれます。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

挨拶状などの禁止

政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に暑中見舞状等の挨拶状を出すことが禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出すとは罰せられます。

[問合せ]選挙管理委員会事務局☎5608-6320

納入通知書等を送付します 国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

特別徴収の対象となる世帯は、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料が徴収されます。今月中旬に対象世帯の世帯主の方へ納入通知書を送付します。

また、新たに特別徴収となる世帯は、10月分から特別徴収が開始となりますので、9月分までは納付書でお支払いください。

なお、口座振替をご希望の場合は、変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替を利用中の世帯は、引き続き口座振替となります。

[対象]次の全ての要件を満たす世帯▶世帯主が国民健康保険に加入している▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である▶介護保険料が年金から徴収されている▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない [問合せ]国保

年金課こくほ資格係☎5608-6122

ご存じですか 国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。これらの制度は本人・配偶者(「保険料免除制度」は世帯主も)の前年の所得が一定基準以下の方などが対象で、申請日から原則2年1か月前まで遡って申請できます。詳細はお問い合わせください。

[問合せ]国保年金課国民年金係☎5608-6130

2年に一度の調査にご協力ください 住民意識調査

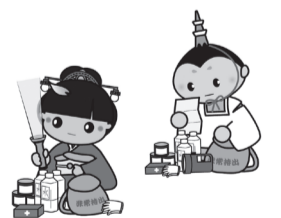
区民の皆さんから区政の各分野について意向や要望をお聴きし、区の施策推進・政策立案の基礎資料とするため、住民意識調査を行います。

この調査の対象となった方には、今月中旬に調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

[対象]住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3000人 [問合せ]広報広聴担当☎5608-6222 *調査結果は本紙や区ホームページ等に掲載

毎月1日は 墨田区防災の日

7月1日の点検項目 備えよう 水・食糧は わが家で



毎月5日は すみだ環境の日

7月のエコしぐさ 雨やんで ゴーヤの花火 上がりだす

